

令和4年3月25日

奈良県議会

議長 荻田 義雄 様

奈良県議会議員定数等検討委員会

委員長 中村 昭

奈良県議会議員の定数並びに選挙区及び選挙区別定数について（答申）

当委員会は、令和3年10月8日に地方自治法第100条第12項及び奈良県議会会議規則第94条第2項の規定に基づき、議会の議決により臨時的協議等の場として設置され、以来4回にわたって委員会を開催し、本県議会議員の定数並びに選挙区及び選挙区別定数について、検討を行いました。

その結果、諮問のありましたこのことについて、現状維持が適当との結論に至りましたので答申します。

なお、委員会で出された意見と審議の概要については、別紙のとおりです。

## 奈良県議会議員の定数並びに選挙区及び選挙区別定数について

## 1 議員の定数について

令和2年度実施の国勢調査人口（以下「人口」という。）によると、議員1人あたりの人口較差において、議員1人あたりの人口が最も少ない吉野郡選挙区と最も多い香芝市選挙区との人口較差が2.11倍となったことから、将来的な人口減少を考慮し、議員定数を現行の43人から39人又は42人に削減するという意見がありました。

一方、これまで議員定数を削減してきた経緯や、全国的に同じ人口規模の県と比較しても本県の議員定数は多いわけでないことなどから、これ以上の定数削減により、県議会議員の地域代表的な性格や、地域住民の声を代弁する機能が損なわれる懸念があるとの意見もありました。

これらについて、議論を行った上で、採決により、議員定数は現行の条例定数どおり43人とすることとしました。

## 2 選挙区及び選挙区別定数について

選挙区及び選挙区別定数については、一人区を廃止することにより、有権者の選択肢が広がり、投票率の向上や死票の減少、少数意見の反映にもつながるため、現行の16選挙区を地域性を考慮した10選挙区へ合区し、人口比を基準に新たに合区する選挙区において、定数を見直す意見が出されました。また、県土の大半を占める南部地域の定数を考慮するという考え方は理解できるものの、将来的な人口減少が予想されるため、選挙区を県内の衆議院議員小選挙区の3つの区割りにおける、各小選挙区内の議員定数を同数とすることが最も合理的であるとの考えから、県議会議員の選挙区を合区等

により14選挙区とし、3つの衆議院議員小選挙区内の県議会議員定数をそれぞれ13人又は14人として、人口により選挙区の定数を見直す意見も出されました。

一方、人口が集中している都市部と過疎地域の均衡に一定の配慮が必要という奈良県特有の事情を加味すると、これまで維持してきた郡市単位で地域的まとまりのある現行の選挙区を変更する必要性がなく、選挙区別定数においても、現状維持とする意見が出されました。

これらについて、議論を行った上で、採決により、選挙区については現行の条例どおり16選挙区とし、その定数についても現行の条例どおりとすることとしました。

### 3 結論

- (1) 議員定数のこれ以上の削減は、県議会議員の地域代表的な性格や地域住民の声を代弁する機能が損なわれることが懸念されるため、現状維持とする。
- (2) 郡市単位を基本とする現行の選挙区は、公職選挙法から外れるものではなく、変更の必要性が低いと考えられるため、現状維持とする。
- (3) 選挙区別定数については、人口減少が続く中、将来的な定数削減や合区などの必要性が高まることが予想されるものの、人口が集中する都市部と過疎地域の均衡に一定の配慮が必要である奈良県特有の事情を加味し、現状維持とする。

## 奈良県議会議員定数等検討委員会委員名簿

	氏 名	備 考
委 員 長	中 村 昭	自 民 党 奈 良
副 委 員 長	山 本 進 章	創 生 奈 良
委 員	粒 谷 友 示	議 会 運 営 委 員 長
委 員	樋 口 清 士	自 由 民 主 党
委 員	井 岡 正 徳	〃
委 員	田 中 惟 允	〃
委 員	西 川 均	自 民 党 奈 良
委 員	秋 本 登 志 嗣	〃
委 員	森 山 賀 文	新 政 な ら
委 員	今 井 光 子	日 本 共 産 党
委 員	清 水 勉	日 本 維 新 の 会
委 員	大 国 正 博	公 明 党
委 員	川 口 延 良	自 民 党 絆
オブザーバー	荻 田 義 雄	議 長
オブザーバー	和 田 恵 治	副 議 長